

香川県建設業担い手確保・育成事業

手続の手引き



申請受付期間

令和7年1月31日（金）

令和6年6月19日（水）～~~令和6年8月30日（金）~~

※受付は先着順とします（30者程度に補助する見込みです。）。

予算額に達した場合は、その日をもって受付を終了し、その日に受理された申請書を対象に抽選を行う場合があります。

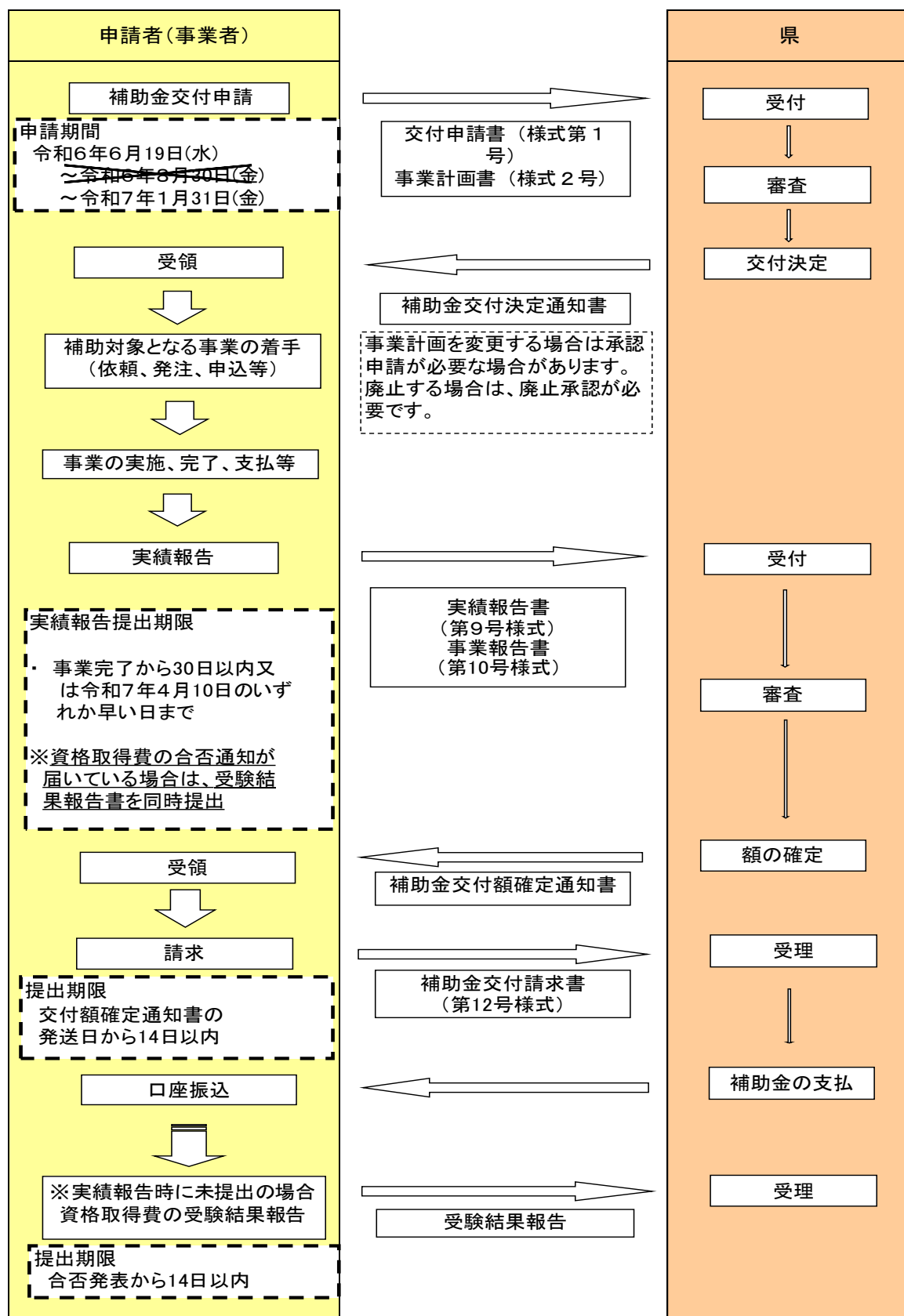
香川県土木部土木監理課

《目次》

1.	手続の流れ	2
2.	補助対象	3
3.	補助対象経費	4
4.	補助金額	1 1
5.	補助金の交付申請	1 2
6.	補助金の交付決定	1 3
7.	事業計画の変更等	1 4
8.	実績報告	1 5
9.	補助金の額の確定	1 6
10.	補助金の請求・支払	1 6
11.	受験結果の報告について	1 7
12.	書類の提出方法	1 9
13.	アンケート調査について	2 1

1. 手続の流れ

◆香川県建設業担い手確保・育成事業補助金＜手続の流れ＞



2. 補助対象

補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次のいずれにも該当する必要があります。

○補助対象事業者

- （１）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を有し、又は申請年度における香川県測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格者名簿に登録されており、その主たる営業所の所在地が県内であること。
- （２）中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること（資本の額又は出資の総額：3 億円以下、常時使用する従業員の数：300 人以下）。
- （３）県税等の滞納が無いこと。
- （４）過去に規則第 2 条第 1 項各号に規定する補助金等の不正受給がないこと。
- （５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （６）香川県が発注する建設工事及び測量・コンサルタント業務、物品等の契約に係る指名停止措置を現に受けていないこと。

特別技能教育費に係る人材育成の対象者及び資格取得費に係る資格取得試験等の受験者（以下「育成対象者等」という。）は、交付申請日において、次のいずれかに該当する必要があります。

○育成対象者等

- （１）補助対象事業者と期間の定めのない常勤の雇用契約を締結している者
- （２）補助対象事業者の役員
- （３）補助対象事業者である個人事業主

☆令和 6 年度の補助対象の事業者数は、**30 者程度**を見込んでいます。

3. 補助対象経費

事業内容：（i）人材確保への取組みに関する事業

3－1. 経費区分：求人活動費

○経費内容

求人情報掲載や会社説明会への出展等の求人活動に要する経費

○補助対象費目

専門家謝金（コンサルティング費等を含む）、専門家旅費、職員旅費、会場使用料、役務費、資料購入費、委託料、展示会出展料、会場整備費、保険料、広告宣伝費

○解説

建設業者として行う求人活動に係る経費の補助となっています。

具体例としては、求人情報誌への掲載、求人サイトへの登録、企業説明会や展示会への出展等であり、ウェブ上での合同企業説明会への参加も含まれます。

また、求人活動として、採用コンサルティングサービスなどを利用する場合も含まれます。

3－2. 経費区分：就労環境整備費

○経費内容

就業規則の整備・見直し等や労務管理用機器・システムの導入に要する経費

○補助対象費目

専門家謝金（コンサルティング費等を含む）、委託料、役務費、設備導入費、ソフトウェア導入費

○解説

就業規則や労使協定の整備や見直しに係る社会保険労務士等への委託経費や、タイムレコーダーや勤怠管理システムの導入に要する経費の補助となっています。

なお、システム・機器使用料等の月額使用料等については、導入経費に含む場合には申請年度相当分のみ補助対象としますが、導入後に発生する費用や、申請年度以外の期間に係る月額使用料等については、補助の適用外となります。

ただし、管理システムをソフトウェア等で買い切る（一度購入すれば永年で使用可能な）場合、購入費用が補助対象経費となります。

また、現在利用しているシステムの維持費や、パソコン、タブレット、スマートフォン等の汎用機器は対象となりません。



申請年度以外の使用料相当額は、日割り計算となります。

例えば、定額制サービス契約（サブスクリプション等）によって勤怠管理システムを導入した場合、使用料については、申請年度の相当額のみが補助対象経費となります。

（例）3年間のサービス契約を締結する場合（交付決定日：令和6年8月26日）

- ・ サービス使用開始日：令和6年9月1日
- ・ 申請年度の利用期間：令和6年9月1日～令和7年3月31日（212日）
- ・ 使用期間：3年間（1095日）
- ・ 導入費用：194,000円（初期費用50,000円＋使用料144,000円）
- ・ 使用費の申請年度相当額 $212日 / 1095日 = 0.19$ （小数点第3位以下切捨て） → $144,000円 \times 0.19 = \underline{27,360円}$
- ・ 補助対象経費：50,000円 + 27,360円 = 77,360円

3－3．経費区分：情報発信費

○経費内容

ホームページでの情報発信に要する経費

○補助対象費目

ホームページ作成費

○要件

情報発信費は、会社情報、業務内容及び採用情報を内容として含むウェブサイトを開設又は改修により作成する場合に限る。

○解説

補助対象事業者が、自身のホームページを開設又は改修により作成する場合の経費の補助です。

補助に際しては、会社情報、業務内容及び採用情報を内容として含むことを要件としていますので、この要件が満たされない場合は補助の対象となりません。

なお、サーバー・ドメイン・SSL等の管理費については、ホームページ作成費に含む場合は補助の対象となりますが、ホームページの作成が終わった後、新たに発生する維持費・改修費は、補助の適用外となりますのでお気を付けください。

また、事業完了報告の際はウェブ上での公開及び内容も確認します。

事業内容：(ii)人材育成への取組みに関する事業

3－4．経費区分：特別技能教育費

○経費内容

社内教育の実施やセミナー等の受講による人材育成に必要な経費

○補助対象費目

講師謝金（コンサルティング費等を含む）、講師旅費、職員旅費、会場使用料、役務費、教材費、受講料、委託料

○要件

工事の設計及び施工に関する内容を、交付申請日の属する年度に受講等をする場合に限る。

○解説

工事の設計及び施工に係る人材育成について、交付申請日の属する年度に社内教育やセミナー等を行う際の補助です。

また、補助事業者の事業所で講習を行ってもらう場合についても、社内教育の実施として補助対象となります。

次のページに、代表的な育成内容を挙げています。

(代表的な育成内容)

1 県内の公共職業能力開発施設が実施する職業訓練

訓練実施施設	訓練分野	職業訓練内容
四国職業能力開発大学校	機械系	工事の設計及び施工に関するもの
	居住系	
	専門課程	
香川職業能力開発促進センター	電力・電気設備設計 建築計画/建築意匠設計 金属加工/成形加工 電力・電気・通信設備工事 建築設備工事 生産設備保全 建築設備保全	
香川県立高等技術学校	キャリアアップコース	

2 職業訓練法人が実施する職業訓練

職業訓練法人	職業訓練内容
三田建設技能研修センター 富士教育訓練センター	工事の設計及び施工に関するもの

3 登録教習機関

登録教習機関	技能講習、特別の教育及びその他の安全教育等
香川労働局登録教習機関	工事の設計及び施工に関するもの

3－5．経費区分：資格取得費

○経費内容

主任技術者及び管理技術者に求められる資格の取得に要する経費

○補助対象費目

受験料、受講料、教材費

○要件

交付申請日の属する年度に実施される資格試験等により、別表 1 の資格を新たに取得する場合の受験手数料又は受講費用（教材の購入費を含む。）であって、補助対象事業者が直接又は間接的に支出するものに限る。

○解説

資格取得費は、交付申請日の属する年度に実施される資格試験や検定試験等により、主任技術者になりうる資格や、管理技術者に求められる資格を取得する際の経費の補助です。

主任技術者になりうる資格は、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 7 条の 3 の 2 号の表の下欄に掲げる資格と、規則第 18 条の 3 に定める登録基幹技能者講習が該当します。

管理技術者に求められる資格は、技術士、シビルコンサルティングマネージャ、地質調査技士、補償業務管理士、測量士又は測量士補の他、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年 11 月 28 日 国土交通省告示第 1107 号）に基づく、最新の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」に登録されている資格が対象となります。

なお、技術士については、対象となる部門や選択科目を限定しています。

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿については、国土交通省が登録・公開している最新の登録簿に記載のある資格が対象となりますので、資格の名称や資格付与事業者等が違えば対象となりません。

また、管理技術者の資格として適当であると認められる場合は、個別に対象となる場合があります。

(要領別表第 1)

1 主任技術者に求められる資格

対象となる資格
主任技術者になりうる資格

2 管理技術者に求められる資格

対象となる資格	
技術士	対象部門
	機械部門（選択科目を機械設計、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器（以下「機械設計等」という。）とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を廃棄物・資源循環とするものに限る。）、農業部門（選択科目を農業土木、農業農村工学とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、応用理学部門、総合技術監理部門（選択科目を機械設計等、電気電子部門に係るもの、建設部門に係るもの、上下水道部門に係るもの、廃棄物・資源循環、農業土木、農業農村工学、森林土木、水産土木、応用理学部門に係るもののいずれかとするものに限る。）
シビルコンサルティング マネージャ	対象部門
	全ての部門
地質調査技士	
補償業務管理士	
測量士又は測量士補	
公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日 国土交通省告示第1107号）に基づく、最新の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」に登録されている資格	
その他知事が適当と認める資格	



次の点にご注意ください。

- ・特別技能教育費又は資格取得費は、例外的に令和 6 年度に実施される事業であれば交付決定前のものであっても対象となっています。
- ・資格取得予備校等での講習等も補助の対象となりますが、**令和 6 年度中に講習等が完了**する場合に限ります。

4. 補助金額

補助金額は、〈求人活動費、就労環境整備費、情報発信費、特別技能教育費及び資格取得費に係る補助対象経費を全て合計した額〉の2分の1又は20万円のいずれか低い金額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）です。

※予算額に達した日に到着した申請書については、上限額が制限される場合があります。

<例>

特別技能教育費として職業訓練法人で小型移動式クレーン運転技能講習を受講し、資格取得費として土木施工管理技術検定試験（2級）の受検と40,500円の講習会を受講した場合は、次のように補助金額を算出します。

技能講習の受講料（受講料 36,160 円－消費税 3,287 円			
+ 旅費 16,960 円－消費税 1,541 円）			48,292 円
特別技能教育費			48,292 円…①
講習会受講料（受講料 40,500 円－消費税 3,681 円			36,819 円
受験料（受検手数料）			10,500 円
（※受検手数料は非課税）			
36,819 円	+	10,500 円	= 47,319 円
資格取得費			47,319 円…②
①48,292 円	+	②47,319 円	= 95,611 円
補助対象経費			95,611 円
③95,611 円	×	2分の1	= 47,805 円 ⇒ 47,000 円
（※1,000 円未満は切り捨て）			
47,000 円>200,000 円のため、補助金額 = 47,000 円			

5. 補助金の交付申請

補助金を受けようとする方は、香川県建設業担い手確保・育成事業補助金交付申請書（様式第1号）、香川県建設業担い手確保・育成事業補助金事業計画書（様式第2号）、誓約書（様式第3号）及び添付書類を提出してください。

提出が必要な書類は次のとおりです。

（必ず必要）

番号	必要書類	留意事項 (◎必ず提出が必要なもの、○いずれか一部必要なもの)
①	香川県建設業担い手確保・育成事業補助金交付申請書	【補助金の申請書です。】 ◎様式第1号
②	香川県建設業担い手確保・育成事業補助金事業計画書	【補助事業の計画書です。】 ◎様式第2号
③	誓約書	【補助要件の合致、補助金の返還規定等に同意する旨の誓約書です。】 ◎様式第3号
④	商業登記簿謄本（コピー可）	【中小企業者であることを確認するための書類です。】 ◎商業登記簿（交付申請書提出日から起算して3か月以内に取得したもの、個人事業主である場合は不要です）
⑤	県税事務所が発行する納税証明書（コピー可）	【滞納がないことを確認するための書類です。】 ◎ <u>県税事務所</u> が発行する納税証明書（交付申請書提出日から起算して1か月以内に取得したもの）
⑥	補助事業の内容確認に必要な書類	【事業内容が補助対象であるかを確認するための書類です。】 ○パンフレット○写真○その他事業内容が確認できる書類（既存のウェブサイトのURL等）
⑦	対象経費の算出根拠を証する書類	【事業個別の金額の根拠を確認するための書類です。】 ○見積書○設計書○その他対象経費の算出根拠が確認できる書類

（特別技能教育費又は資格取得費を含む場合に必要）

番号	必要書類	留意事項 (◎必ず提出が必要なもの、○：いずれか一部必要なもの)
⑧	育成対象者等の雇用形態が確認できる書類（コピー）	【育成対象者の雇用形態を確認するためのものです。】 ◎労働条件通知書又は雇用契約書のいずれか

6. 補助金の交付決定

県は、提出された補助金交付申請書の内容を審査し、要件に該当していると認めるときは、「交付決定通知書」を申請者あてに郵送します。

実績報告書を作成するときに、**交付決定通知書に記載された交付決定日、交付決定番号の記入が必要**になりますので、交付決定通知書はなくさないよう保管しておいてください。交付決定通知書の再発行はいたしません。



補助申請額と異なる額で交付決定する場合があります。

補助対象外経費（振込手数料等）を含んで補助額を算出していたり、千円未満を切り捨てていない場合などには、交付申請書の修正を求めず、県で算出した適正な補助額で交付決定する場合があります。



次の点にご注意ください。

- 交付決定通知書は、**補助金の支払を確約するものではありません**。適正な実績報告書を提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備するものとします。

7. 事業計画の変更等

補助事業者は、事業計画に変更があった場合は、速やかに変更承認申請書（様式第5号）を提出する必要があります。ただし、変更内容が軽微である場合（補助金交付決定額の20%以内の減額）であれば、申請を省略することが可能です。

また、補助申請を廃止する場合には、廃止承認申請書（様式第7号）提出する必要があります。

（例えば・・・）

資格試験の受験を予定していた育成対象者が退職したため、受験を申し込まなかった。

（例えば・・・）

当初は、令和6年度中にホームページの作成を終える予定であったが、依頼先業者の作業が遅れ、年度内に業務の完了が出来なくなった。



次の点にご注意ください。

- ・ 補助金交付申請額の変更のほか、会社の商号変更、代表者の変更等、申請書に記載した基本的な事項が変更となる場合は、変更届の提出が必要となります。
- ・ 変更内容により、当初満たしていた交付の条件を満たさなくなった場合、交付決定が取り消されることとなります。

8. 実績報告

補助事業者は、補助事業の完了後30日以内に、実績報告を行う必要があります。ただし、30日が経過するよりも早く令和7年4月10日が到来する場合は、令和7年4月10日午後5時までに実績報告を行ってください。報告期日時点で、到着の確認ができないときや報告の不備が著しいときは、交付決定を取り消す場合があります。

また、年度末や年度初めは報告の確認に時間を要する可能性がありますので、早期の実績報告をお願いします。

(必ず必要)

番号	必要書類	留意事項 (◎必ず提出が必要なもの)
①	香川県建設業担い手確保・育成事業補助金実績報告書	【実績報告書の提出様式です。】 ◎様式第9号
②	香川県建設業担い手確保・育成事業実施報告書	【経費に関する報告書です。】 ◎様式第10号
③	補助事業者による補助対象経費の支払を証明できる書類 (コピー)	【補助事業者(補助金を申請した事業者)による補助対象経費の支出を確認するためのものです。】 ◎郵便振替の払込証、領収書、金融機関の振込証明書、その他支払を証明できる書類 <u>郵便振替の払込証の場合、費用の負担者が確認できません。払込者が育成対象者等の場合は、あわせて会社が支出したことが分かる総勘定元帳など会計書類も添付してください。</u>
④	補助事業者による補助対象事業の実施を証明できる書類 (コピー)	【補助対象事業の実施完了を確認するためのものです。】 ◎展示会写真、ウェブサイトのURLなど、事業の実施の完了が確認できる書類

(特別技能教育費及び資格取得費を含む場合に必要)

番号	必要書類	留意事項 (◎必ず提出が必要なもの)
⑤	育成対象者が受験・受講・訓練等の実施をしたことが確認できる書類(コピー)	【育成対象者が、補助対象となる事業を実施していることを確認するためのものです。】 ◎受験票・受講票・受講修了証等や訓練・講習会の写真など、事業の実施が確認できる書類
⑥	補助対象事業に係る受験者の受験・講習の結果が確認できる書類	【資格取得費の補助結果を確認するためのものです。】 ◎合格通知書、不合格通知書又は登録基幹技能者講習の修了証 (実績報告書に添付できない場合は、合否結果の発表後14日以内に提出又は報告してください。)

9. 補助金の額の確定

県は、提出された補助金実績報告書の内容を審査し、補助金を交付する要件を満たしていると認めるときは、県が確定した補助金の額等を記載した「香川県建設業担い手確保・育成事業補助金交付額確定通知書」を補助事業者あてに郵送します。

この通知書により、補助金の交付額が確定します。通知書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。



実績報告書の額と異なる額で額を確定する場合があります。

補助対象外経費（振込手数料等）を含んで補助金額を算出していたり、千円未満を切り捨てていない場合などには、実績報告書の修正を求めず、県で算出した適正な補助額で額の確定を行う場合があります。

10. 補助金の請求・支払

補助金交付額決定通知書を受け取ったら、速やかに補助金交付請求書（様式第12号）を提出してください。

請求書の提出期限は、補助金交付額確定通知書の通知日から14日以内です。

補助金は、不備のない補助金交付請求書を受理してから約1か月後（期間の短縮はできませんのでご了承ください。）に指定された口座に振り込みます。

1 1. 受験結果の報告について

資格取得費の補助金を受ける補助事業者は、実績報告の際に、受験が確認できる書類（受験票）に加えて、受験者の合格通知書（登録基幹技能者講習の場合は修了証）又は不合格通知書の写し等を、提出していただく必要があります。

実績報告書の提出時に、合否の結果を提出ができない場合は、発表後 14 日以内に提出又は報告してください。

受験結果が報告されない場合、補助金の返還を命じられることになりま
すので、必ず提出してください。

（1）提出期限

○申請年度中に合否の通知が届く場合

実績報告書と同時に提出してください。

○合否の通知が申請年度の翌年度に届く場合

合格発表から 1 4 日以内に提出又は報告してください。

（2）合否の通知書を紛失している場合の取扱い

原則として次のように取り扱いますので、実績報告後に合否が発表される場合は、受験者の方に速やかな提出を促すなど、十分な注意をお願いします。

○合格通知書を紛失している場合

技術検定合格証明書や、受験票と当該資格試験の合格者番号を公表しているホームページを印刷したものなど、代替できるもので報告してください。

○不合格の確認ができる書類が存在しない場合

県の担当者に、確認できる書類が存在しない旨をご連絡いただいた上で、合否がわかる文書・データ等を報告してください。（例えば、一覧表を作成し合否を記載するなど）

なお、不合格を確認できる書類が存在せず、受験票等の受験を確認できる書類もない場合は、交付決定を取消することになります。

12. 書類の提出方法

県に提出する書類の部数は1部です。

下記の点に注意のうえ、持参、郵送又は電子メールで申請してください。

電子メール以外で申請する場合は、**交付申請書（様式第1号）**については、簡易書留や一般書留、または、特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください。**交付申請書以外は、普通郵便で送っても構いません。**

また、県から問い合わせをする場合がありますので、提出の際には、必ず提出物の写しをとって保管しておいてください。

なお、**交付申請書の受付は、到着日を基準とした先着順です**。申請書に不備がある場合は、不備が是正されるまで受付とはなりませんので、ご注意ください。

また、県に申請のあった補助金の総額が予算額に達することとなった場合は、その予算額に達した日をもって受付を終了します。予算額に達した日に到着した申請書については、抽選により受付を行いますが、その場合の交付決定の額は、県の予算額までとなります。

【送付先】

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県 土木部 土木監理課 担い手補助担当 宛て

【電子メール送付先】

dobokukanri@pref.kagawa.lg.jp



書類の送付について

(1) 信書を送達できる者により送付すること

申請書や実績報告書等は「信書」に該当するため、これを送達できるのは、次のいずれかの者に限られます。宅配便での送付はできません。

①郵便事業株式会社（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号））

②総務大臣の許可を受けた信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号））

(2) 交付申請書は、配達記録が確認できる方法で送付すること

交付申請書が間違いなく県の補助金受付に到着しているかどうかは、申請者において配達記録で確認していただく必要があります。

県では、未着のものについての確認はできません。

(3) 封筒の表面に補助金関係書類であることを明示すること

補助金関係書類であることがわかるよう、封筒の表面に「**補助金交付申請書在中**」などを朱書きしてください。

(4) 電子メールの場合は表題に補助金の申請であることを明示すること

補助金の申請であることがわかるよう、電子メールの表題を「**担い手確保・育成事業補助金交付申請について**」などの記載とし、別に郵送又は持参する書類があれば、その旨を記載してください。



次の点にご注意ください。

- ・提出していただいた書類は返却いたしません。
- ・持参の場合は、書類の受け取りのみの対応となります（その場での審査は行いません）。

13. アンケート調査について

実績報告後、補助金の支払を請求する際には、請求書と共にアンケート調査（様式第 13 号）を提出してください。